



JAPSW 発第 16-261 号
2016 年 11 月 9 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
部長 堀江 裕 様

これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会
座長 樋口輝彦 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一惠



措置入院制度の見直しに関する要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申しあげます。

さて、現在開催されている「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、医療保護入院等のあり方と新たな地域精神保健医療体制のあり方が検討課題とされているところです。

本年 7 月に発生した相模原市障害者施設における殺傷事件を受けて貴省に設置された「検証及び再発防止検討チーム」では、被疑者が過去に措置入院歴を有することから、措置入院制度のあり方が協議されていると認識しております。一方、2013年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の一部改正においては、保護者制度と医療保護入院の見直しが行われたものの、同じく強制入院制度に位置づけられる措置入院制度については改正されることなく現在に至っております。

そこで、本協会として改めて措置入院制度等に関して、下記の通り要望いたします。

記

1. 措置入院制度を含めた強制入院制度の抜本的な見直しに向けた検討の場を設置してください。

障害者権利条約を批准したわが国において、精神障害者の強制入院制度については本人の権利擁護の観点から抜本的な見直しをする必要があります。

本協会も含めて関係する団体が主張するように、精神医療は社会防衛機能を持ち得ないことは論を待ちません。しかしながら、措置入院制度が実態として一部で保安的な機能を期待されている側面を持つこと、措置入院における診断基準、診察の実施体制、「自傷他害のおそれ」の判断や入院決定プロセス等において見直すべき課題が厳然としてあ

ります。

そのため、改めて精神保健福祉法に基づく措置入院、医療保護入院、及び心神喪失者等医療観察法に基づく入院について、そのあり方を抜本的に見直すための実態把握と検討の場が必要と考えます。また検討会は、精神医療、保健福祉、警察、司法等の有識者と精神障害のある人で構成されるべきと考えます。

2. 措置入院制度において早急に見直しすべき課題を、本検討会において検討してください。

強制入院制度の抜本的な見直しには相当な時間を要します。そのため、当面は今回の医療保護入院等の見直しに合わせて、措置入院制度についても次の点について本検討会の検討課題として取り上げてください。

1) 措置入院が全国で統一的に運用されるようにしてください。

現状では、精神保健指定医や都道府県から指定を受けて措置入院を講じる精神科医療機関（以下「指定病院」という。）の確保の仕方、措置診察の手順、措置解除時の関与など、運用面での自治体間格差が目立ちます。

また、措置診察を担う精神保健指定医と入院受け入れ病院との関係性に考慮し、診察における公平、中立性をはかる必要があります。

2) 指定病院の基準見直しと報酬設定が必要です。

措置入院患者に対して十分に人権に配慮しつつ適切な精神科医療と福祉相談を提供するために、人員配置基準の厳格化が必要です。

また、指定病院において必要な人員を配置するための診療報酬の裏付けが必要です。現行の「精神科救急入院料」では措置入院受け入れ件数が規定されており、このことが要措置判断に与える影響を懸念するところです。

3) 措置入院中の患者の医療、福祉的支援を提供するため、措置入院運用ガイドラインや措置入院クリティカルパスを制定する必要があります。

現行の医療保護入院における退院促進の仕組みを参考に、同様の仕組みを措置入院にも適用してください。また、退院時に適切な支援に結び付けていくためには、入院中から行政が関与する仕組みとすることが必要です。

また、措置入院に関わる全職員を対象とした研修を全国統一の内容で実施し、受講を義務付けることも必要です。

以上、制度見直しに関する本協会の短・長期的な要望といったしますが、最も重要なことは地域精神保健の充実であり、精神障害者が地域から排除されることのない地域包括ケアシステムの構築が、強制入院の最小化にも寄与することと考えます。

以上